

**精神科救急医療体制整備事業  
実績報告様式の記載マニュアル  
【精神医療相談窓口・精神科救急情報センター担当者の方へ】**

精神科救急医療体制整備事業（以下「本事業」）の報告については、本事業実施要綱の第4に基づき、国が指定している統一様式を用いて作成・報告する必要があります。今般、報告様式の見直しに併せて、報告様式の記載マニュアルを更新いたしましたので、報告の作成に当たりご活用下さい。

## 1. 報告様式

精神医療相談事業および精神科救急情報センター事業の担当者から報告して頂くのは、事業実績に関する以下の年報です。

### （1）「精神科救急医療体制整備事業・精神医療相談事業年報」（様式4）

本事業に係る精神医療相談事業の実績件数を月別に集計した年報です。毎日の相談事業を記録する台帳などから、夜間および休日日中に受けた相談の月間件数、緊急度が高いと判断されたため、精神科救急情報センターにつなげた事例、精神科救急情報センターを介さずに医療機関（精神科救急医療施設以外も含む）を速やかに受診するよう助言した事例、そのうち、1か所の医療機関への連絡で応需された件数などの月間件数を毎月記録していくものです。ここでいう夜間とは、午後5時から翌日午前8時30分まで（午前8時30分に相談を開始した事例は含みません。）、休日日中とは日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日、年末年始の日、週休二日制に伴う土曜又はその振替日の午前8時30分から午後5時まで（午後5時に相談を開始した事例は含みません。）と定義します。平日日中の相談は報告の対象になりませんので、ご注意下さい。

毎月更新される表を「累計版」、1年分のデータが書き込まれた表を「完成版」と呼びます。最新の累計版を、毎月第2週末頃を目途として、電子メールにて、行政担当者に報告して下さい。完成版は翌年度の4月末までに厚生労働省精神・障害保健課に提出されます。

※ 精神医療相談事業については令和2年度より、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」（地域生活支援促進事業）の中で実施されています。

### （2）「精神科救急医療体制整備事業・精神科救急情報センター年報」（様式5）

本事業に係る精神科救急情報センター事業の実績件数を月別に集計した年報です。毎日の相談記録から、夜間および休日日中に受けた相談の月間件数、緊急度が高いと判断されたため医療機関（精神科救急医療施設以外も含む）を速やかに受診するよう助言した事例、そのうち、1か所の医療機関への連絡で応需された件数などの月間件数を毎月記録していくものです。ここでいう夜間とは、午後5時から翌日午前8時30分まで（午前8時30分に相談を開始した事例は含みません。）、休日日中とは日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日、年末年始の日、週休二日制に伴う土曜又はその振

替日の午前8時30分から午後5時まで（午後5時に相談を開始した事例は含みません。）と定義します。平日日中の相談は報告の対象になりませんので、ご注意ください。

毎月更新される表を「累計版」、1年分のデータが書き込まれた表を「完成版」と呼びます。最新の累計版を、毎月第2週末頃を目途として、電子メールにて、行政担当者に報告して下さい。完成版は翌年度の4月末までに遅滞なく行政担当者が厚生労働省精神・障害保健課に提出するものになります。

## 2. 精神医療相談事業と精神科救急情報センターの役割分担について

- 精神医療相談窓口と精神科救急情報センターは、原則として別の場所もしくは別の回線が設定され、それぞれ専任の職員が対応する事業です。同一のスタッフが相談対応する場合は、様式4か5のいずれか1つの様式を用いて報告し、重複を回避して下さい。
- 現状において、精神医療相談窓口と精神科救急情報センターが別の場所に設置されているか、もしくは別の回線が設定され、それぞれ専任の職員が対応している自治体については、別の事業として、それぞれに実績報告をして下さい。
- 平日の日中に精神保健福祉センターや保健所等で行われている電話相談や来所相談は、危機的状態を未然に防止する機能はありますが、夜間・休日も定例的に行われていない限りは、本事業の報告対象とはなりませんので、ご注意願います。